

維新の党解散決議案

維新の党

平成27年10月24日

維新の党前代表江田憲司氏が辞任した平成27年5月19日以降、維新の党代表は存在せず、従って執行役員会も存在しなかった。仮に百歩譲って党大会の黙示的追認を認めたとしても、遅くとも平成27年10月1日以後は、維新の党は代表及び執行役員会が不存在という異常事態に陥っていた。

この異常事態を正常化するため、本日、維新の党は臨時党大会を開き新たな代表を選出し新たな執行役員会を構成した。

しかし、党代表と執行役員会が不存在となっていた期間、松野頼久氏及び同氏が権限もなく執行役員と位置付けた者たちは、維新の党は党内において国会議員、地方議会議員及び首長に序列をつけず、対等並列に扱うことを根本原則とするがゆえに、国会議員だけで党の意思決定ができない仕組みにしているところ、これを蔑ろにし、地方分権型政党であることを自ら否定するような行動を取り続けてきた。極め付けが何ら処分権限を有さない国会議員たちが、本人に事情を聞くこともなく153名の非国会議員特別党員を除籍処分するという暴挙である。この時点で、維新の党は地方分権型政党から中央集権型政党へと完全に変質してしまった。

さらに、維新の党の国会議員は、党大会と執行役員会の権力分立関係も全く理解できない集団である。執行役員会が党大会から白紙委任を受けて全てを決めることができる、たとえて言えば政府は、国会・国民の意向を無視して全てを決めることができるという危険な思想の持ち主であることが明白となった。

維新の党は日本にとって百害あって一利なし。
国民の皆様にお詫びをし、維新の党は解散する。本日、新たな代表が選

出され新たな執行役員会が構成された。だが、その主たる任務は、以下の3点である。

- ①解散の日を決定すること。
- ②債務は全て支払いの上、残余の財産は国庫へ返納すること。
- ③解散手続き及び清算手続き並びにこれらの手続きを妨害する行為を排除する行為の範囲で代表、執行役員会として権限を行使すること。

また、上記の任務を遂行するために、平成27年5月19日以後、権限なく代表その他の役員、執行役員会、処分権者として行為をした者の無効行為について、党大会は馬場代表に対し、解党手続きを実行するために必要な範囲で、その無効行為を有効な行為とする権限を与える。

以上、決議する。